

財務省WAN回線 一式 調達仕様書(案)に対する意見招請の結果について

番号	対象	頁	項目番号							該当箇所		修正案	意見内容		
			章	節						項目番号(事業者記載)	調達仕様書(案) 該当部分		理由・質問	対応内容・理由	
1	調達仕様書	2	1	4	2	(2)					第1章 調達案件の概要に関する事項 第4節 業務・情報システムの概要 2 情報システム化の範囲 (2)財務局WAN			データ通信端末の交換及びソフトウェアの再インストール作業は貴局の多大なる負荷がかかるため、現行で利用しているデータ通信端末をそのまま流用することは可能でしょうか。	WAN回線サービスの提供に必要な機器については、提案していただく範囲としています。
2	調達仕様書	17	3	1	1	(5)	ア	(ア)			第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 ア 事前準備作業の実施 (ア)回線の開通に係る作業	「別添資料5 拠点情報一覧(財務局WAN)」に示す財務省本省バックアップセンターにおいて、ネットワーク機器を設置するに当たり、初期費用(システム受け入れ費用、ラック工事費用等)及び月額費用(ラック提供サービス費用等)が必要となることから、受注者にて負担すること。なお、次期行政LANの財務省本省バックアップセンターへの移設後は、月額費用(ラック提供サービス費用等)は不要となる。	「別添資料5 拠点情報一覧(財務局WAN)」に示す財務省本省バックアップセンターにおいて、ネットワーク機器を設置するに当たり、初期費用(システム受け入れ費用、ラック工事費用等)及び月額費用(ラック提供サービス費用等)が必要となることから、受注者にて負担すること。なお、次期行政LANの財務省本省バックアップセンターへの移設後は、月額費用(ラック提供サービス費用等)は不要となる。上記、初期費用及び月額費用についてはPJMOに確認すること。	公平性を保つため。	初期費用(システム受け入れ費用、ラック工事費用等)及び月額費用(ラック提供サービス費用等)については、財務省本省バックアップセンターとの費用調整も含めて、提案していただく範囲としています。
3	調達仕様書	17	3	1	1	(5)	ア	(ア)			第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 ア 事前準備作業の実施 (ア)回線の開通に係る作業	「別添資料5 拠点情報一覧(財務局WAN)」に示す東日本データセンター及び西日本データセンターにおいては、初期費用(システム受け入れ費用等)、及びネットワーク機器を設置した日から運用・サービス提供業務の開始日までの期間の月額費用(ラック提供サービス費用等)が必要となることから、受注者にて負担すること。なお、運用・サービス提供業務の開始日以降は、月額費用(ラック提供サービス費用等)は不要となる。	「別添資料5 拠点情報一覧(財務局WAN)」に示す東日本データセンター及び西日本データセンターにおいては、初期費用(システム受け入れ費用等)、及びネットワーク機器を設置した日から運用・サービス提供業務の開始日までの期間の月額費用(ラック提供サービス費用等)が必要となることから、受注者にて負担すること。なお、運用・サービス提供業務の開始日以降は、月額費用(ラック提供サービス費用等)は不要となる。上記、初期費用及び月額費用についてはPJMOに確認すること。	公平性を保つため。	初期費用(システム受け入れ費用等)及びネットワーク機器を設置した日から運用・サービス提供業務の開始日までの期間の月額費用(ラック提供サービス費用等)については、データセンターとの費用調整も含めて、提案していただく範囲としています。
4	調達仕様書	19	3	1	1	(5)	ア	(ア)	A		第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 ア 事前準備作業の実施 (ア)回線の開通に係る作業 A	移行作業は、平成30年12月上旬から中旬を想定している。移行作業は、平成30年12月31日(月)までに実施することとする。		調達仕様書5頁の「図1-6-1 本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール」によると、財務省本省WANの「(1)設計・開発等業務 オ 移行」は平成30年度8月から1月までとなっており、19頁記載の期間と差異がある。期間の記載を統一頂きたい。	19頁「第3章第1節1(5)イ(ア)A」に記載の期間は、現行財務省本省WANから次期財務省本省WANへの移行作業(接続切替え)を行う想定時期を示しています。 一方、「図1-6-1 本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール」は、「第3章第1節1(5)移行」に係る全ての作業期間を示しており、事前準備作業の実施、移行実施結果報告書等の作成等に係る作業期間も含まれています。 「図1-6-1 本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール」の「移行」に対して、以下の補足を追記します。 ※1 「第3章第1節1(5)移行」に係る全ての作業期間を示す。
5	調達仕様書	20	3	1	1	(5)	ア	(ア)	F		第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 ア 事前準備作業の実施 (ア)回線の開通に係る作業 F	現行財務省WAN事業者においては、次期財務省本省WANへの移行に伴う作業は想定していないため、移行に伴う作業が必要になる場合、受注者にて必要な費用を負担すること。	現行財務省WAN事業者においては、次期財務省本省WANへの移行に伴う作業は想定していないため、受注者が提案する移行方式を実施することによって、移行に伴う作業が必要になる場合、受注者にて必要な費用を負担すること。	受注者が現行財務省WAN事業者の移行に伴う作業費用を負担する条件は、現行財務省WAN事業者の作業が、受注者の移行方式に起因して必要となる場合のみとすることを明確にするため。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 現行財務省WAN事業者においては、次期財務省本省WANへの移行に伴う作業は想定していない。なお、受注者は、PJMO及び現行行政LAN事業者と調整・協議のうえ、移行に伴う作業が必要になる場合には、受注者にて必要な費用を負担すること。
6	調達仕様書	20	3	1	1	(5)	ア	(ア)	G		第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 ア 事前準備作業の実施 (ア)回線の開通に係る作業 G	現行行政LAN事業者においては、次期財務省本省WANへの移行に伴い、以下の(A)から(E)までの作業を行う想定である。なお、その他の作業が必要になる場合、受注者にて必要な費用を負担すること。	現行行政LAN事業者においては、次期財務省本省WANへの移行に伴い、以下の(A)から(E)までの作業を行うことによって、その他の作業が必要になる場合、受注者にて必要な費用を負担すること。	受注者が現行行政LAN事業者のその他の作業費用を負担する条件は、現行行政LAN事業者のその他の作業が、受注者の移行方式に起因して必要となる場合のみとすることを明確にするため。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 現行行政LAN事業者においては、次期財務省本省WANへの移行に伴い、以下の(A)から(E)までの作業を行う想定である。なお、受注者は、PJMO及び現行行政LAN事業者と調整・協議のうえ、その他の作業が必要になる場合には、受注者にて必要な費用を負担すること。
7	調達仕様書	20	3	1	1	(5)	イ	(イ)	A		第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 イ 移行作業の実施 (イ)財務局WAN A	移行作業は、平成30年12月中旬から平成31年1月中旬を想定している。移行作業は、平成31年1月31日(木)までに実施することとする。		調達仕様書5頁の「図1-6-1 本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール」によると、財務局WANの「(1)設計・開発等業務 オ 移行」は平成30年度9月から2月までとなっており、19頁記載の期間と差異がある。期間の記載を統一頂きたい。	20頁「第3章第1節1(5)イ(イ)A」に記載の期間は、現行財務局WANから次期財務局WANへの移行作業(接続切替え)を行う想定時期を示しています。 一方、「図1-6-1 本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール」は、「第3章第1節1(5)移行」に係る全ての作業期間を示しており、事前準備作業の実施、移行実施結果報告書等の作成等に係る作業期間も含まれています。 「図1-6-1 本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール」の「移行」に対して、以下の補足を追記します。 ※1 「第3章第1節1(5)移行」に係る全ての作業期間を示す。

財務省WAN回線 一式 調達仕様書(案)に対する意見招請の結果について

番号	対象	頁	項目番号								該当箇所		修正案	意見内容		対応内容・理由
			章	節							項目番号(事業者記載)	調達仕様書(案) 該当部分		理由・質問		
8	調達仕様書	21	3	1	1	(5)	イ	(イ)	F	第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 イ 移行作業の実施 (イ)財務局WAN F	現行財務省WAN事業者及び現行行政LAN事業者においては、次期財務局WANへの移行に伴う作業は想定していないため、移行に伴う作業が必要になる場合、受注者にて必要な費用を負担すること。	現行財務省WAN事業者及び現行行政LAN事業者においては、次期財務局WANへの移行に伴う作業は想定していないため、受注者が提案する移行方式を実施することによって、移行に伴う作業が必要になる場合、受注者にて必要な費用を負担すること。	受注者が現行財務省WAN事業者及び現行行政LAN事業者の移行に伴う作業費用を負担する条件は、現行財務省WAN事業者及び現行行政LAN事業者の作業が、受注者の移行方式に起因して必要となる場合のみとすることを明確にするため。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 ----- 現行財務省WAN事業者及び現行行政LAN事業者においては、次期財務局WANへの移行に伴う作業は想定していない。なお、受注者は、PJMO、現行財務省WAN事業者及び現行行政LAN事業者と調整・協議のうえ、移行に伴う作業が必要になる場合には、受注者にて必要な費用を負担すること。		
9	調達仕様書	21	3	1	1	(5)	イ	(イ)	G	第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 1 設計・開発等業務 (5)移行 イ 移行作業の実施 (イ)財務局WAN G	現行財務局LAN事業者においては、次期財務局WANへの移行に伴い、以下の(A)から(G)までの作業を行う想定である。なお、その他の作業が必要になる場合、受注者にて必要な費用を負担すること。	現行財務局LAN事業者においては、次期財務局WANへの移行に伴い、以下の(A)から(G)までの作業を行う想定である。なお、受注者が提案する移行方式を実施することによって、その他の作業が必要になる場合、受注者にて必要な作業を負担すること。	受注者が現行財務局LAN事業者のその他の作業費用を負担する条件は、現行財務局LAN事業者のその他の作業が、受注者の移行方式に起因して必要となる場合のみとすることを明確にするため。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 ----- 現行財務局LAN事業者においては、次期財務局WANへの移行に伴い、以下の(A)から(G)までの作業を行う想定である。なお、受注者は、PJMO及び現行財務局LAN事業者と調整・協議のうえ、その他の作業が必要になる場合には、受注者にて必要な費用を負担すること。		
10	調達仕様書	24	3	1	2	(3)	ア	(ウ)		第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 2 運用・サービス提供業務 (3)定常時の対応 ア システム監視の実施 (ウ)	監視方法について、回線終端装置及びWANルータからのアラームやSNMPトラップ受信、又はWANルータへのPING等による死活監視を可能とすること。また、WANルータを設置しない拠点については、EthernetOAM等による回線終端装置間の死活監視を可能とすること。なお、回線終端装置及びWANルータからのアラーム受信と当該機器に対する死活監視の両方の方式による監視を実施可能であることが望ましい。	監視方法について、回線終端装置やWANルータの障害を知得できるような方法にて監視を行うこと。	監視は故障を速やかに検知できるように実施するものであるため、故障を知得する方法は受注者側の提案に委ねていただけますでしょうか。監視内容を限定すると対応している機種種の選択肢を狭める可能性があります。また、SNMPトラップはUDPを利用しているため、ネットワーク回線が不安定な場合にデータが欠損するなどの欠点があり、SNMPポーリングが良い場合などがあります。	監視方法に関する「アラームやSNMPトラップ受信、又はWANルータへのPING等」や「EthernetOAM等」の記載については、有効と考えられる手段を例示したものとします。よって、これらと同等又はより良い監視方法がありましたら、根拠を明確にいたううえで、提案していただく範囲としています。		
11	調達仕様書	24	3	1	2	(3)	ア	(ウ)		第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 2 運用・サービス提供業務 (3)定常時の対応 ア システム監視の実施 (ウ)	監視方法について、回線終端装置及びWANルータからのアラームやSNMPトラップ受信、又はWANルータへのPING等による死活監視を可能とすること。		「アラーム」の対象は回線終端装置及びWANルータの双方でしょうか。「アラーム」について想定されているアラーム内容がありましたら確認させていただきます。	(番号10を参照)		
12	調達仕様書	24	3	1	2	(3)	ア	(ウ)		第3章 作業の実施内容に関する事項 第1節 作業内容 2 運用・サービス提供業務 (3)定常時の対応 ア システム監視の実施 (ウ)	WANルータを設置しない拠点については、EthernetOAM等による回線終端装置間の死活監視を可能とすること。		WANルータを設置しない拠点についても他拠点の監視方法に可能な限りあわせるためにEthernetOAM又は回線終端装置に接続のWANルータ(調達対象外)に対するPINGによる死活監視にて監視させていただくことは可能でしょうか。	(番号10を参照)		
13	別冊1 要件定義書 (財務省本省 WAN)	4	2	5	1	(2)				第2章 機能要件の定義 第5節 外部インタフェースに関する事項 1 物理インタフェース (2)LANインタフェース	1000BASE-T(10BASE-T及び100BASE-TX対応)	「別添資料3 回線情報一覧(財務省本省WAN)」において「WANルータLAN側インタフェース」の項目に記載しているネットワークインタフェース	一律1000BASE-Tとした場合、回線容量が100Mbps以下の拠点はWAN側とLAN側で通信速度に差が出てボトルネックとなり、LAN側の速度が無駄になるので、それを避けるべく両方の通信速度を合わせるのが望ましいと考えられます。また、別冊1 要件定義書(財務省本省WAN)P12の「表3-11-2 財務省本省WANルータの要件」において、項番3 分類 ネットワークインタフェースの要件との乖離が発生する可能性があります。	当該項目は、「図2-5-1 責任分界点」の責任範囲外(行政LAN)側のインタフェース仕様を記載しています。WANルータの要件は、「第3章第11節(2)E WANルータ」の参照をお願いします。		
14	別冊1 要件定義書 (財務省本省 WAN)	12~13	3	11	1	(2)	エ			第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務省本省WANの要件 エ WANルータ			1機種に絞られるとスペックの高い機種に合わせる必要があり、過剰なスペックとなってしまったため、要件に沿ってれば拠点に設置するWANルータの機種は異なっても問題ないでしょうか。	最低限必要となる要件として記載しており、WANルータを1機種に限定する意図の要件ではないため、拠点によって異なる機種であっても問題はありますが、提案の際は、あわせて根拠を明示していただくようお願いします。		
15	別冊1 要件定義書 (財務省本省 WAN)	13	3	11	1	(2)	エ			第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務省本省WANの要件 エ WANルータ 表3-11-2 財務省本省WANルータの要件 項番16 分類 電源	最大消費電力が60W以下であること	最大消費電力が70W以下であること	ルータ選定に幅を持たせ、より良い提案を行いたいと考えております。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 ----- 「最大消費電力が70W以下であること」		
16	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	3	2	1	2	(3)				第2章 機能要件の定義 第1節 機能に関する事項 2 財務局WANに付随する管理機能 (3)月間データ通信量表示機能	データ通信端末ごとの月間データ通信量について、運用期間中のデータを表示できるとともに、CSV形式にてデータのダウンロードができること。なお、システム上での機能提供が困難な場合については、PJMOの指示に基づき、速やかに書面又は電子データにて提出することで、代用できるものとする。	本項目の削除を希望致します。		データ通信端末の利用状況を把握するために必要な要件となりますので、要件の修正は行いません。		
17	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	5	2	5	1	(1)	イ			第2章 機能要件の定義 第5節 外部インタフェースに関する事項 1 物理インタフェース (1)財務局LAN イ LANインタフェース	1000BASE-T(10BASE-T及び100BASE-TX対応)	「別添資料6 回線情報一覧(財務局WAN)」において「WANルータLAN側インタフェース」の項目に記載しているネットワークインタフェース	一律1000BASE-Tとした場合、回線容量が100Mbps以下の拠点はWAN側とLAN側で通信速度に差が出てボトルネックとなり、LAN側の通信速度が無駄になるので、それを避けるべく両方の通信速度を合わせるのが望ましいと考えられます。また、別冊2 要件定義書(財務局WAN)P17の「表3-11-2 財務局WANルータ1の要件」において、項番3 分類 ネットワークインタフェースの要件との乖離が発生する可能性があります。	当該項目は、「図2-5-1 責任分界点(財務局WAN1)及び「図2-5-2 責任分界点(財務局WAN2)」の責任範囲外(財務局LAN)側のインタフェース仕様を記載しています。WANルータの要件は、「第3章第11節(2)カ WANルータ」の参照をお願いします。		

財務省WAN回線 一式 調達仕様書(案)に対する意見招請の結果について

番号	対象	頁	項目番号							該当箇所		修正案	意見内容		対応内容・理由
			章	節						項目番号(事業者記載)	調達仕様書(案) 該当部分		理由・質問		
18	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	5	2	5	1	(1)	エ				第2章 機能要件の定義 第5節 外部インタフェースに関する事項 1 物理インタフェース (1)財務局LAN エ データ通信端末インタフェース	USB3.0 標準Aコネクタ	USB2.0または3.0 標準Aコネクタ	データ通信端末の速度が最大75Mbps以上と要件定義されており現在利用されていますが、USB2.0のデータ転送速度は480Mbpsのため、USB2.0でも十分に利用できるものと考えられます。USB3.0のみに指定すると対応機種がほぼ無いため。	当該項目は、「図2-5-1 責任分界点(財務局WAN1)」の財務局LAN端末側のインタフェース仕様を記載しています。データ通信端末の要件は、「第3章第11節1(2)ウ データ通信端末」に記載したとおり、「第2章第5節1(1)エ データ通信端末インタフェース」に接続可能であれば、USB2.0であっても問題はありませぬ。
19	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	5	2	5	1	(2)	イ				第2章 機能要件の定義 第5節 外部インタフェースに関する事項 1 物理インタフェース (2)行政LAN イ LANインタフェース	1000BASE-T(10BASE-T及び100BASE-TX対応)	回線容量に対応したネットワークインタフェース	回線容量に対応したインタフェースが望ましいと考えられます。また、財務省本省バックアップセンタのWANルータと一致させる必要があるため、1000BASE-Tに指定する場合は、設定変更が必要となります。	当該項目は、「図2-5-2 責任分界点(財務局WAN2)」の責任範囲外(行政LAN)側のインタフェース仕様を記載しています。回線終端装置の要件は、「第3章第11節1(2)オ 回線終端装置」の参照をお願いします。
20	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	15	3	11	1	(2)	ウ	(オ)			第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務局WAN ウ データ通信端末 (オ)データ通信量	前述「A」のデータ通信量を分け合うことで～	前述「A」のデータ通信量を分け合うなどの方法で～	通信速度制限なしで利用する事が目的の為、分け合わなくとも通信制限なしで利用可能なプランでの提案も想定される為。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 B 前述「A」のデータ通信量を分け合う等の方法で、データ通信端末1,200式全体として、通信速度の制限を受けることなくデータ通信が可能であること。
21	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	17～19	3	11	1	(2)	カ				第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務局WANの要件 カ WANルータ			1機種に絞られるとスペックの高い機種に合わせる必要があり、過剰なスペックとなってしまうため、要件に沿ってれば拠点に設置するWANルータの機種は異なっても問題ないでしょうか。	最低限必要となる要件として記載しており、WANルータを1機種に限定する意図の要件ではないため、拠点によって異なる機種であっても問題はありませんが、提案の際は、あわせて根拠を明示していただくようお願いいたします。
22	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	17	3	11	1	(2)	カ				第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務局WANの要件 カ WANルータ 表3-11-2 財務局WANルータ1の要件 項番7 分類 スパニングツリープロトコル機能	IEEE802.1D、IEEE802.1w、IEEE802.1Qに準拠したスパニングツリープロトコル機能を有すること。	IEEE802.1D、IEEE802.1wに準拠したスパニングツリープロトコル機能を有すること。	IEEE802.1Qはtag VLANIに関するネットワーク規格であり、本項目には適していません。	誤記であったことから、以下とおり要件を修正します。 「IEEE802.1D、IEEE802.1wに準拠したスパニングツリープロトコル機能を有すること。」
23	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	18	3	11	1	(2)	カ				第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務局WANの要件 カ WANルータ 表3-11-2 財務局WANルータ1の要件 項番16 分類 電源	最大消費電力が60W以下であること	最大消費電力が70W以下であること	ルータ選定に幅を持たせ、より良い提案を行いたいと考えております。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 「最大消費電力が70W以下であること」
24	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	19	3	11	1	(2)	カ				第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務局WANの要件 カ WANルータ 表3-11-3 財務局WANルータ2及び財務局WANルータ3の要件 項番7 分類 スパニングツリープロトコル機能	IEEE802.1D、IEEE802.1w、IEEE802.1Qに準拠したスパニングツリープロトコル機能を有すること。	IEEE802.1D、IEEE802.1wに準拠したスパニングツリープロトコル機能を有すること。ただし、財務局WANルータ3はその限りではない。	IEEE802.1Qはtag VLANIに関するネットワーク規格であり、本項目には適していません。また財務局WANルータ3対象拠点は現状スパニングツリーを利用しておらず、過剰な機能であると考えられます。	誤記であったことから、以下とおり要件を修正します。 「IEEE802.1D、IEEE802.1wに準拠したスパニングツリープロトコル機能を有すること。」 また、ご意見を踏まえ、財務局WANルータ3については、スパニングツリーの要件を除外します。なお、財務局WANルータ3の対象となっていた東京財務事務所に関しては、スパニングツリー機能を有していることが望ましいため、財務局WANルータ2の対象とするよう要件の見直しを行います。
25	別冊2 要件定義書 (財務局WAN)	19	3	11	1	(2)	カ				第3章 非機能要件の定義 第11節 情報システム稼働環境に関する事項 1 ネットワーク構成 (2)財務局WANの要件 カ WANルータ 表3-11-3 財務局WANルータ2及び財務局WANルータ3の要件 項番16 分類 電源	最大消費電力が60W以下であること	最大消費電力が70W以下であること	ルータ選定に幅を持たせ、より良い提案を行いたいと考えております。	ご意見を踏まえ、以下の要件とします。 「最大消費電力が70W以下であること」